

(別紙1)

令和8年度白河市風評払拭情報発信事業業務委託仕様書

本仕様書は、白河市（以下「甲」という。）が発注する「令和8年度白河市風評払拭情報発信事業業務委託」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和8年度白河市風評払拭情報発信事業業務委託

2 業務目的

本市の観光と併せて食品等の安全性をPRするなどの情報発信等を行うことにより、主に県外に対して本市の地域の魅力等を継続的に発信し、原子力災害に起因する風評の払拭を図り、福島の復興・再生を加速化させることを目的とする。

3 業務目標

業務期間内において本業務により発信する情報に対し延べ270万人に情報接触させること及び、令和8年度白河市観光入込客数1,428,000人以上を目指しているため、目標達成に向けて取り組むこととする。なお、観光入込客数については、福島県が公表する福島県観光客入込状況の調査集計地点別に記載されている観光客入込数を対象とする。

※情報接触の定義については、下記のとおりとする。

(1) 新聞掲載の場合（ビデオリサーチによるJ-MONITOR調査）

例えば、発行部数×回読平均人数×広告接触率○%＝○人

(2) テレビ放送の場合

放送視聴可能世帯×視聴率%＝○人

(3) WEB広告の場合

例えば「インバナー動画広告」(Webページ広告掲載枠に配信する動画)は、表示すれば情報接触が可能な強制視聴であるため、表示回数を計測する。観光関心層40万人に配信すると、40万人に情報接触する想定。

また、動画ではなくランディングページに遷移させる静止画WEB広告は、PV(ページビュー)も視聴の一部であるが、「クリック数」を集計する想定。仮に100万impを想定し、クリック率1%となれば1万人に情報接触する想定。

(4) SNS投稿の場合

投稿のリーチ数(投稿を見たユーザーの人数)

(5) イベントの場合

イベントの形式や内容にもよるが、指標は来場数や資料配布数の計測になるため、イベン

トに 8,000 人来場すれば、8,000 人へ情報接触する想定。

4 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5 業務内容

乙は、次に掲げる業務（以下「本件業務」という。）を行うものとする。

（1）ファムトリップの実施

- ・主に台湾をターゲットとして、台湾の旅行会社関係者及びインフルエンサーを招聘し、白河地域を体験・視察してもらうインバウンド向けの 2 泊 3 日のファムトリップを実施すること。
- ・契約期間中に 1 回実施することとし、概要は事前に甲と協議の上で決定すること。
- ・本事業における宿泊日数は、白河地域を含むファムトリップ内での宿泊に限ります。出発地または到着地における前泊・後泊等の移動に伴う宿泊は、2 泊 3 日の算定には含めません。
- ・被招聘者数は合計 5 名とし、詳細は次のとおりとする。
 - ア 旅行会社関係者は 4 名とし、旅行会社やランドオペレーター等の修学旅行を含む旅行者を送客できる者を想定しており、ツアーを企画・造成・販売できる者とする。
 - イ インフルエンサーは 1 名とし、個人旅行者への訴求力強化及び台湾における本市の認知度強化できる者を想定しており、SNS 総フォロワー数が概ね 5 万人程度である者とする。なお、対象とする SNS は、YouTube、Instagram、Facebook、X（旧 Twitter）を想定し、各媒体におけるフォロワー数・登録者数は合算して差し支えないものとする。
- ・ファムトリップの実施にかかる工程作成や被招聘者及び旅行会社添乗員の交通手段、食事、宿泊施設の手配など、ファムトリップ実施に必要な調整及び全ての各種手配を行うこと。
- ・被招聘者に通訳が必要な場合は準備すること。
- ・ファムトリップの検証結果の取りまとめを行う担当者をツアーに随行させること。
- ・ツアー行程に被招聘者と市職員との意見交換会の実施を含めること。
- ・観光コンテンツの体験料や施設入場料、ツアー参加者への保険料等、ツアー実施に必要な経費については本事業費に含めること。
- ・被招聘者に対するアンケートの作成や実施、回収、集計、分析を行うこと。
- ・アンケートは A 4 版または Web とし、日本語または中国語（繁体字）で作成すること。
- ・アンケートの作成にあたっては、観光資源の魅力の把握及び今後の観光モデルコースを検討する上で活用できる内容とすること。なお、アンケートの内容は、甲と協議して決定すること。

（2）白河を PR するためのテレビ番組の制作および放映

- ・本市の安全性を周知し、その認知を高めるためのテレビ番組（以下「本テレビ番組」とい

う) を制作し、放映すること。

- ・本テレビ番組はの放送局及び制作者については、乙が甲に提案し、協議の上決定すること。
- ・本テレビ番組の制作にあたっては、地域の生産者への取材内容を盛り込むこと。
- ・本テレビ番組の放映時期、時間帯、内容および放送時間については、乙が甲に提案し、協議の上決定すること。

(3) 白河をPRするための新聞広告の掲載

- ・本市の安全性を周知し、その認知を高めるための新聞広告を一般紙に掲載すること。
- ・新聞広告の掲載地域については、首都圏（1都3県版）に加え、中部又は近畿地域の全部または一部を含めること。
- ・新聞広告は、全15段、多色原稿とすること。
- ・掲載時期及び広告表現、納品方法は、乙が甲に提案し、協議の上決定すること。なお、広告表現については、(2)の本テレビ番組の内容と連動させること。

(4) 風評動向調査の実施、回答結果の集計・調査・分析

- ・(3)の新聞広告で情報発信した内容について、本市の認知度や関心度、利用意向等に関する個別設問を設定し、フリーアンサー（FA）で生の意見を拾い上げること。なお、風評動向調査は、白河PRの業務と結びつけてインターネット上で調査を実施すること。
- ・風評動向調査に得られた回答結果を集計し、分析と検証を行い、より効果的なPR方法の見直しを行うこと。

(5) その他、(1)～(4)の業務の実施に付随する業務

- ・その他、乙は(1)～(4)の業務の実施に付随する業務を行うものとする。なお、乙が各項業務のうち、その一部を第三者に再委託する場合、甲の事前の承諾を得るものとする。

6 事業完了後の提出物について

乙は、事業完了後、速やかに業務完了報告書を提出するものとする。業務完了報告書には、成果物や風評動向調査の集計・分析結果などに加えて、データ関係一式を紙媒体および電子媒体にてそれぞれ提出すること（形式は docx /xlsx /pptx /pdf のいずれかによるものとする）。

7 著作権等

(1) 本業務委託の成果物データの著作権は、成果物が完成した時点で甲に譲渡されるものとするが、乙が用意した写真等については、乙に著作権が留保されるものとする。

(2) 本仕様書に定めのない利用形態については、甲乙協議の上、利用の可否を決めるものとする。

(3) 提出された報告書、成果品は、甲に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 乙は、本業務で知りえた業務上の秘密を業務完了以後も保持しなければならない。
- (2) 委託料には、デザイン企画・設計に係る著作権その他一切の権利関係の整理に係る費用を含むものとする。
- (3) 乙は、本業務を実施するにあたり、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (4) 業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。
- (5) 業務について、乙の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害を賠償することとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて乙と市で協議してその取扱いを定めるものとする。
- (7) 本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記 事項」を遵守すること。乙が取得した個人情報は、市が所有することとする。
- (8) その他、本仕様書にない事項や本仕様書に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。